

指定基準緩和型訪問事業者 様
指定基準緩和型通所事業者 様
指定居宅介護支援事業者 様
地域包括支援センター管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課)

基準緩和型サービス費の日割り請求に係る取扱いについて (通知)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、指定基準緩和型訪問事業及び指定基準緩和型通所事業に要する費用の額の算定に関する基準 (平成 2 8 年告示第 1 7 5 号) において、基準緩和型サービス費の額を定めているところですが、当該費用が日割り請求となる場合の取扱いを、次のとおり定めますので、御承知ください。

1 日割り請求に係る報酬

| 区分 | 月額報酬 | 日割り報酬 |
|-----------|----------|-------|
| 基準緩和型訪問事業 | 9,000 円 | 300 円 |
| 基準緩和型通所事業 | 12,000 円 | 390 円 |

2 日割り請求に係る適用について

別表の対象事由に該当する場合は、日割り報酬の区分により算定してください。

(問合せ・連絡先)

福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課
予防給付担当
電話番号：084-928-1189 (直通)

日割り報酬の算定は、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)により算定してください。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

(別表)

【介護予防・日常生活支援総合事業における対象事由と起算日】

| 対象サービス | 月途中の事由 | 起算日(注2) | |
|--------------------------------|--------|--|--------------------------|
| 基準緩和型訪問事業 基準緩和型通所事業 | 開始 | ・区分変更(事業対象者→要支援) | 変更日(注1) |
| | | ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) | 契約日 |
| | | ・事業開始(指定有効期間開始),再開 ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者との契約開始 | |
| | | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居 ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除 | 退居日, 契約解除日, 退所日の翌日以降の契約日 |
| | | ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所 | |
| | 終了 | ・区分変更(事業対象者→要支援) | 変更日(注1) |
| | | ・区分変更(要支援又は事業対象者→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) | 契約解除日 |
| | | ・事業の休止, 廃止 ・事業所指定効力停止 ・利用者との契約解除 | |
| | | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 | 入居日の前日 |
| | | ・介護予防小規模多機能型居宅介護の登録開始 | サービスの提供日(通い, 訪問又は宿泊)の前日 |
| ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所 | | 入所日の前日 | |

注1 請求情報は、それぞれの区分(事業対象者・要支援)に分け、それぞれのサービス算定対象日数により日割り報酬にて請求する。

注2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日とする。